

令和7年12月定例会
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年12月5日（金）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年12月5日（金） 午前9時00分
閉 会 日 時	令和7年12月5日（金） 午後1時23分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悦子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第102号	鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第103号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第104号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第105号	令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第108号	令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決

委員会執行部出席者

(危機管理)

危機管理監

沼上 勝

危機管理課長

田中 希

(市民生活部)

市民生活部部长

田島 盛明

市民生活部副部长

高橋 亮介

市民生活部参事兼自治振興課長

金子 学

市民課長

加藤 勝美

国保年金課長

宮澤 多喜也

国保年金課副参事

金子 康信

(環境経済部)

市民生活部部长

長澤 和弘

市民生活部副部长兼農業委員会事務局長

藤村 弥

市民生活部副部长

渡辺 信昭

市民生活部参事兼環境課長

小林 勝

市民生活部参事兼農政課長

板倉 秀行

商工観光課長

川口 修

道の駅整備プロジェクト課長

酒井 孝之

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

田村 邦博

吹上支所副支所長

吉田 勝彦

川里支所副支所長

中越 好康

書記 藤平 美由紀

書記 椎橋 綾乃

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と竹田悦子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第102号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例の一部を改正する条例、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第105号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第108号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については質疑する内容をよく整理していただき、補正予算については補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくをお願いいたします。

初めに、議案第102号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(環境経済部参事兼環境課長) おはようございます。議案第102号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この条例改正は、鴻巣市コウノトリ野生復帰センターが新たに制定され

た地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づく地域生物多様性増進活動支援センターとしての業務を行うことができるよう改めるものです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 質疑はありませんか。

(橋本) おはようございます。通告してありますので、その通告に従って質問させていただきたいと思います。

この地域における何とかというのは、実際地域生物多様性増進法というのだそうですけれども、この制定により鴻巣市コウノトリ野生復帰センターが地域生物多様性増進活動支援センターの業務ができるように改めるということではありますが、この業務って具体的にどのような業務が可能になるのか伺いたいと思います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。コウノトリ野生復帰センターの業務や、これまでの実施してきました環境保全に取り組む団体等に対しまして、活動場所や情報共有などを行う場の提供、それから関係団体が行う取組やイベント情報の発信、また本市の自然環境や生物多様性保全に関わる取組の紹介などを継続して実施していくということは変わりません。しかしながら、生物多様性の保全や増進、こういったことのために、企業や団体などが策定します増進活動実施計画、これを認定する際の確認業務ですとか、あとは生物多様性維持協定制度が創設されまして、こういった業務への支援が追加されるということになります。

以上です。

(橋本) 今までではチェックされていなかったということなのですね。それが変わったことによってプラスになったということ。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) そのとおりでございます。

(竹田) 私も今回、地域生物多様性推進法という、省略した法律の第28条に基づいて地域生物多様性増進活動支援センターというのを設けるようになるのですけれども、そういう点からいうと、先ほどご説明があった

のですけれども、その体制というか、今の現在の体制からさらに補強されていくのかということと、あと専門性なども結構求められてくるかなというふうに思うのですけれども、その体制についてお伺いいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）まず、今回の改正によりまして、今のところ業務量がすぐすぐ大幅に増えるということは想定しておりませんので、当面はほかの施設の状況も注視しながらですけれども、現状の職員体制で業務を行ってまいりたいというふうに考えております。

（竹田）その点からいうと、この近くにある加須の環境国際センターとかというところでは、いわゆるプロパーの専門家の人が結構いて、それも一つの活動支援センターになっているのです。そういう点からいうと、県レベルだから、そういうプロパーというか、専門的な人がいるのですけれども、やはりコウノトリの野生復帰センターであるということは、これからの活動では非常に、地域生物多様性増進活動支援センターというところでは一層私は専門性が求められる分野になってくるのかなというふうに思うのです。そういう点でいうと、今、当面はこれまでの体制とおっしゃっていますけれども、今後大いに発展させていくという点では、どんな資格の人がどんなふうに配置されるというふうなことで、何か想定していることがあればお答えいただきたいと思います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）専門性という点でございましてけれども、こちらのいわゆる新法の考え方といたしましては、これまでの旧法では場所に特化した形で、そこを自然を保全していきましよう、生物多様性の観点から保全していきましようというものが主眼に置かれておりましたが、新法ですと地域における生物の多様性の増進のための活動に主眼がシフトした形になりまして、より広範ないわゆるネイチャーポジティブという考え方、これらの活動を市として支援していきましようという趣旨になっていますので、今、資格等を持った方を職員としてというのはちょっと考えてはおらないのですけれども、環境課全体として、より広範なネイチャーポジティブという考え方の中にも含まれる形になったということで、研究、精進というか、職員全体でカバ

一し合って、支援がちゃんとしっかりと行き届くようにしてまいりたいというふうに考えております。

（竹田）想定のことなので、お答えも非常に難しいと思うのですがけれども、この地域生物多様性増進活動支援センター……

（何事か声あり）

（竹田）ごめんね。私声がかいから、大丈夫かなと思ったのですがけれども。よろしいですか。

（委員長）続けてください。

（竹田）想定の話なので、今後難しいと思うのですがけれども、この地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を持たせたコウノトリ野生復帰センターになっていくわけです。そういう点からいうと、地域生物多様性増進のためにどんな資格を持った人が必要なのか、ちょっと最後に確認をしておきたいと思います。

以上です。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）お答えします。これという資格が必要だということは特に書いてはございませんけれども、地域生物多様性増進活動支援センター、こちらの役割といたしましては、地域レベルでの生物多様性の保全や再生のための実践的な活動を行う企業やNPO、こういったものに対して活動に必要な情報提供ですとか情報発信などを実施するというのが役割になってございますので、適切にそういった業務ができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

（竹田）ということは、企業とかNPOの活動の情報交流というか、そのためにやるのであるのですがけれども、それをコーディネートしていくという点では、私は今後、企業やNPOの持っている活動の情報交換だけではなく、むしろ鴻巣市ももっと、いわゆるコウノトリの野生復帰センターを中心にやるわけだから、やっぱり本当に自然環境が豊かになるようにする、そのためには一定程度企業、NPOよりももっとレベルの、有した人を配置しておくほうが今後コーディネートとしていいのかなと

いうふうに思うものですから、あえて伺っているのですけれども。情報交換だけですよみたいにやると、私はもっと違って、レベルの高い生物多様性の発揮された地域になるというふうに思うものですから、そこら辺の資格という点では、お聞きしたのですけれども、なくてもいいという認識かどうか確認しておきます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) そういった資格につきましても、ちょっと規定等は特に今のところないのですが、主体的にもう少し関わっていただけるように調査研究してまいりたいと思います。以上です。

(羽鳥) それでは、令和6年の生物多様性増進活動促進法というのができたわけなのですが、この法律の背景として、生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、さらにその上に経済が成立するという、3層構造という、全く至極当然のことであります。その上で、我が国の生物多様性は過去50年間の損失をし続けている、こういう背景があったわけなのですが、今後、このため将来にわたって生物多様性の恵みを享受するために、生物多様性の損失を止め、反転させることが必要だということが書いてあるわけなのですが、その中で、具体的には陸と海の30%以上の保全を行うということは掲げられているのですが、それ以外なかなか明記がありません。具体的にどのような方向で行われていく法律かをご説明いただきたい。

(環境経済部長) すみません、休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時18分)



(開議 午前9時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えさせていただきます。

背景といたしましては、委員おっしゃられたとおり、我が国、日本の生物多様性については過去50年間損失し続けているというふうにされてお

りますが、日本では2022年12月に開催されました生物多様性条約、第15回の締約国会議において採択されました世界目標、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえまして、2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の創出を反転させるといういわゆるネイチャーポジティブの実現を掲げております。日本におけるネイチャーポジティブの実現に向けましては、原生的な自然環境の保全に加えまして、身近な自然など二次的な自然環境も含めて保全を進めていく必要があります、国全体の取組に加えまして、地方公共団体、企業、団体、それから個人による活動を促進することが重要であるとされました。一方では、ネイチャーポジティブの実現に向けまして、生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加えて、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復や創出を図ることも重要であるとされておりますので、コウノトリ野生復帰センターといたしましては、コウノトリの放鳥に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥） そうしますと、やはり先ほど述べたように具体的には陸と海の30%以上を保全するサーティ・バイ・サーティの目標が掲げられている、プラス2030年までのネイチャーポジティブの実現、この辺りしか明記がないのです。これを国民がどのように理解したらいいのかというのはなかなか難しいものがあるのですが、そこについて説明があればお聞きしたいと思います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長） コウノトリ野生復帰センターでは、コウノトリの放鳥に向けまして、生物多様性の観点からも放鳥に向けた取組を引き続き行っているところです。コウノトリについてになりますけれども、今、西日本を中心に非常に野外の個体数も増えておりまして、近親的な血のつながりということも一部で問題になっておりますので、そういった観点からも生物の多様性という観点で、今のコウノトリのつがいからの有精卵の採取等を通じて生物多様性に貢献していければというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと理念的なことを聞くので大変、質疑としても端的にお聞きしようと思うのですが、先ほど私の質疑の中で2030年までのネイチャーポジティブの実現ということをお聞きしたのですけれども、このネイチャーポジティブ、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることと書いてあるのですが、復活させるでしたら非常に国民、市民も分かりやすいのですが、この反転という意味はどういう意味を含んでいるかをお聞きいたします。

(環境経済部長) 休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時25分)



(開議 午前9時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。生物多様性の損失を止めるだけでなく、回復させる方向に転換すること、こちらを反転ということで意味しております。

(羽鳥) それでは次に、主な措置事項として増進活動実施計画等の認定制度の創設というのがあるのですが、こちら辺は主題だと思うのですが、企業等が里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持回復、創出に資する増進活動実施計画を策定し、主務大臣が認定するとありますが、実際このようなことを本市で行える可能性があるのでしょうか。それをまずお聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 今のところ増進活動実施計画、企業や団体等からのご相談とかはいただいている状況でございますが、そういった相談が窓口に来た場合には確認等の業務が発生するものと考えておりますので、適切に取り組んで対応したいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) では、引き続きこの認定制度の創設なのですが、市町村が取り

まとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を連携増進活動実施計画として主務大臣が認定するとあるのですが、この計画はどのように策定していくのかをお聞きいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）鴻巣市のコウノトリの生息域内保全実施計画では、コウノトリ野生復帰センターが旧法に基づいて地域連携保全活動支援センターとして登録しておりました。新法では、多くの市民、企業等が地域の生物多様性の保全、再生への取組へ参加できますよう、関係団体間の連携のあっせんや情報発信を行うとしておまして、新法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターとしての取組を盛り込むことは必要と考えておりますが、連携増進活動実施計画の作成についてはまたこれとはちょっと別の計画になりますので、先進地の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

（羽鳥）ちょっと失礼ながらお聞きするのですが、令和6年にできた法律なのですが、先進地あるのですか。それをお聞きいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）各都道府県で今新法に基づいて設置しておりますセンターは、12月1日現在で全国で21件登録がございます。埼玉県内では、加須市の埼玉県環境科学国際センターの生物多様性保全担当が登録をされておりますので、こういった全国の登録施設の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

（羽鳥）では引き続き、主な措置事項として、この認定を受けた市町村は土地所有者等と生物多様性維持協定を締結することができるかと書いてあります。そのことによりまして長期的、安定的に活動が実施できるようになると書いてあるのですが、本市においてビオトープや冬水田んぼ、そのような活動がされているので、その土地所有者との維持特定の締結は行われるかどうかお聞きをいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）生物多様性維持協定ですけれども、活動実施者、市町村、土地所有者の3者で締結するものでございまして、地域における生物多様性の増進活動を長期的に実施

するための制度であるのですけれども、協定の期間内、約5年程度と言われているのですが、そういった中では継続的な活動が担保されるために、より効果的な生物多様性の維持につながるものというふうに捉えられております。この制度は、活動に必要な土地の継続的な管理を可能にしまして、土地所有者等への相続税等、評価減といったインセンティブも提供されるものとなっておりますが、鴻巣市内においては今後そういった活動に取り組んでいくという活動実施者のご相談を受けたときに市としても検討していくということになるかと考えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、具体的に本市においての適用というのはすぐに行われるのですか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) まだちょっと、活動実施者、あるいは土地所有者、市町村の3者で多様性の維持協定というのは締結されるものなので、その3者の考え方をすり合わせるのがまずは大事になってくるかなと思います。それを受けて生物多様性維持協定というのが初めて締結されるものと考えますので、時間的にすぐ協定が締結されるかというのはちょっと今のところは分からないというか、何とも言えない状況です。

以上です。

(羽鳥) それでは引き続き、この法の基本理念、基本方針についてなのですが、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の3大臣による基本方針策定が行われると、それにより生物多様性増進に資する活動の方向性を提示するとありますが、どのようなことが提示されるのか、分かる範囲でお聞きをいたします。

(すみません、暫時休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時34分)



(開議 午前9時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 失礼しました。基本方針につきましてですけれども、主務大臣として環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の3大臣は地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとするということになっておりまして、基本方針には地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和、その他の配慮すべき事項等を記載することになっておりまして、また基本方針は生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとされているということで認識をしております。

以上です。

(羽鳥) この基本方針なのですが、国、地方公共団体、事業者、国民について責務、努力規定を設けるとあるのですが、これ守らなくてもいい範囲のものなのかどうかを確認させていただきます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 努力をするものということかと思うので、できるだけ義務として努力してくださいということをおっしゃっているものというふうに認識しております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと同じ質問になってしまうかもしれないのですが、最後に。

最初の頃にお聞きした連携増進活動実施計画、そちらのほうを民間と市町村でその特性に応じてつくとあるのですが、本市においての民間というのはどの部分を指すのかをお聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) いわゆる環境保全、そういった活動に取り組む団体などのことを指しているのかなというふうに捉えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、現段階では何団体ありますか。認識してある範囲でお答えください。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 現時点では、1団

体認識しております。鴻巣こうのとりを育む会という団体になるかと思
います。

以上です。

(羽鳥) 今後、民間の団体を増やす努力をする考えはありますか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 天空の里では、生
物多様性等に係る環境学習ですとか、あるいは環境の保全に関する情報
の展示等を行っておりますので、そういった啓発等を通して少しでも環
境保全に取り組む意識を持っていただくように引き続き啓発活動をして
まいりたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) 最後に、コウノトリ野生復帰センターにおいて、先ほども答弁
あったのですが、そのような団体をこれから養成する形のセミナーとい
いますか、そういう啓発講座、それを新たに企画していく考えはあるか
どうかを最後にお聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) これまでも環境学
習ということで市内外の小学生、あるいは保育所の子どもたちを天空の
里で受け入れて意識の啓発を行ってまいりましたので、引き続き継続し
て環境保全の意識を持っていただくように取り組んでまいりたいと思
います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時43分)



(開議 午前10時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) それでは、ご説明させていただきます。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。本議案は、現在、指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市産業観光館について、指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うため、指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります一般財団法人鴻巣市観光協会を引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) それでは、通告に従って質問していきたいと思えます。

まず最初に、この産業観光館の役割は何かということと、また指定管理者に引き続き観光協会を指定することで、その目的にどう近づけていくのか伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

産業観光館の設置目的は、伝統工芸品等の収集、保管、展示して市民の利用に供することとともに、市民と観光旅行者の交流を通して中心市街地の活性化を図り、もって本市の商工業及び観光の振興に寄与することとしております。一方、一般財団法人鴻巣市観光協会は、観光事業の健全な発展と地域産業の振興を目的に、市内の商工業や農業などの主要産業関係者を構成員として設立された法人です。指定管理者に観光協会を指定することで、鴻巣雛をはじめとする伝統工芸品に関する高い専門知識を施設運営に活用できるとともに、官民が連携した事業推進により本市の商工業や観光の振興につながるものと期待しております。

以上でございます。

(橋本) 最初説明のとき民間の力をということがありましたけれども、この観光協会はこの民間の力に準ずる、そういう考えで持っていてよろしいのでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

市の職員の派遣はございますが、あくまで一般財団法人観光協会ということで、民間という考え方で考えております。

以上でございます。

(橋本) 次に、産業観光館は単なる建物ではなく観光の情報発信拠点との意味合いがあり、駅からは遠いのですが、観光協会はそこにあると期待するということでもあります。これの指定管理を決めるに当たり、そうした話合いはどのようなふうに行ったのか伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

駅から距離があるという課題はございますが、観光協会が拠点となることで地域資源を生かした展示や体験型講座の充実、観光情報の集約と発信、イベントの開催や特産品販売による来館促進といった機能強化が期待できます。指定管理者の選定において、このような観光協会の役割を踏まえ、施設の特性を生かした事業展開を求めるとともに、観光協会からの提案では来館者の増加に資する展示等の工夫や利用者の満足度向上策が実現的なものであったと評価しております。

以上でございます。

（橋本） それでは、この鴻巣市観光協会の強みは何か、またそれを生かす工夫はどのように行い、市民にはどのように伝えているのか伺います。

（商工観光課長） お答えさせていただきます。

強みといたしましては、観光協会の構成員である地域の産業や文化団体との強固なネットワーク、そのネットワークを生かした官民連携による事業推進の実績等が挙げられます。その生かし方として、伝統工芸品の展示や体験講座に専門の団体を参画させ、付加価値を高めること、中山道宿場連携など広域観光に仕掛け、ホームページのリニューアルによる情報発信力の強化を行っております。これらの取組を講座やイベントを通じた参加型の体験の提供のほか、広報紙やホームページ、SNSの活用により積極的に情報発信をしていくということで判断しております。以上でございます。

（橋本） 分かりました。

それでは次に、債務負担行為のほうに5年間に9,462万円、通告ではちょっと万が抜けてしまったのですけれども、9,462万円とありますが、年間にすると1,892万4,000円ですか、この金額の内容について、大枠で結構ですので、お伺いしたいと思います。

（商工観光課長） お答えさせていただきます。

指定管理料の内容ですが、産業観光館管理運営に係る費用として、人件費や施設の維持管理費、また講座の開催や中庭の花の装飾等に係る事業費が主な内容になっております。管理運営に係る総事業費から会議室等の利用料金や講座等の参加費の収入を引いた額を指定管理料として考えております。

以上でございます。

（橋本） 人件費が増えています。これ前回よりはかなり増加しているということで理解してよろしいのでしょうか。

（商工観光課長） 提案の中では、人件費年々上がっているということで、そこは考慮した金額で提案をしていただいているということで話を聞いております。

以上でございます。

（橋本）この産業観光館の利用者の推移を教えてもらいたいのですけれども、またもし減少しているのであれば増加させるための課題は何か伺いたいと思います。

（商工観光課長）令和6年度の施設利用者が減少しておるのですけれども、この主な原因といたしましては、7月の鴻巣夏まつり、これ6年です、ね、の日に来館者数が令和5年度と比べて約1,000人、1,000名ほど少なかったという報告を受けております。これは天気とか、雨降っておりましたので、そういったものが影響しております。また、2月から3月にかけて開催されるびっくりひな祭りが、期間のことになるのですけれども、令和5年度と比べて5日間ほど短かったという形で、ここでも来館者数が減っているという形になっておりますので、産業観光館のほうといたしましては、提案といたしましては、利用者増加に掲げた課題として、近隣自治体の連携や中山道という観光資源を生かした取組を充実させることが重要だということで提案がございました。

以上でございます。

（橋本）そうすると、夏祭りとか天気がよければ、またひな祭りが日程もうちょっと増えれば利用者も増えるという、ちょっとそういう他力本願みたいな感じなのですけれども、それ以外に何か利用者を増やすようなイベントとかそういうのを独自でやるとか、そういうことは考えはないのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

通年の事業といたしましては、令和6年の10月にスタートした中山道宿場を巡る御宿場印というものがございます。この取組では、これ中山道通り沿いで県と県またがって、信用金庫さんのほうのお力もお借りしてやっている事業なのでございますが、4か月で約200名ほど利用していることから、今後発展性が期待できるものと考えております。また、物販のコーナーにガチャを設置して缶バッジなどを販売しておりますので、ゲーム性、エンタメ性もあることから、小さなお子様連れにも好評なので、今後充実させていきたいという提案がございました。

以上でございます。

（橋本）分かりました。今回、指定管理を決めるのに、例えば観光協会以外にほかの団体への依頼や説明とか、そういうものがあつたのか伺いたいと思います。

（商工観光課長）この産業観光館では、指定管理者制度の導入時から非公募としていることもあり、特に他団体への説明、依頼等はしておりません。

以上でございます。

（橋本）こういったものって、できればほかの例えば参考にしたり、当然費用の面もあると思うので、そういったことのバランス、ほかのこういった観光館と同じようなことをやっているところの調査とか研究とか、そういうことはしているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現在のところの考えでは、産業観光館は伝統工芸品の収集や展示と市民利用、商工業、観光振興を目的として設置して、目的でございまして、専門性と官民連携が不可欠だと考えております。鴻巣市観光協会は、観光事業の発展と地域産業の振興を目的に設置され、市が出資する公益性の高い法人で、施設の目的と密接に関連しておりますので、効率かつ安定的な運営が期待できるとして、非公募で考えております。また、過去13年の運営実績には、特産品の開発やイベントの開催など、市民参加型の事業も含まれ、今後も断続的な観光施策の推進のため、同協会の委託は合理的と現在のところは判断しております。

以上でございます。

（橋本）分かりました。

ちょっと駐車場の件で、あそこに反対側に駐車場ありますけれども、やっぱりほかのところから来るとなかなか分からないのではないかと思いますけれども、そういったものをもうちょっと、ここにありますよとって大きな看板つけるとか、そういった見やすくする方法とか検討しているのかちょっと伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

指定管理者の選定の際には、市が駐車場を借りているということもございまして、そこら辺の議論はございませんでしたが、貴重な提言として、今後どのようにやっていったらよろしいのかというのを観光協会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（橋本）最後に、選定結果の中で特に評価した項目の中に、伝統工芸品等に関する展示、紹介、体験の手法が効果的かつ具体的であるとありましたが、一体これはどのような提案があったのか最後に伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

本市を代表する伝統工芸品である鴻巣雛や赤物の展示のほか、ひな人形の講座や絵つけ体験などについて、鴻巣ひな人形協会が主体的に参画する体制が整えられており、特にひな人形の講座では専門の講師に金襴等をご持参いただき、参加者に触れてもらうなど、他では体験できない付加価値の高い講座を企画しているとの提案がございました。

以上でございます。

（橋本）これは、今までやっていなかった新たな提案ということで理解してよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今までもやらせていただいたのですけれども、さらに充実しているというご提案でございました。

以上でございます。

（大塚）それでは、今回は同じ体制でこれから5年間という内容であります。今までの指定管理の中で、あるいはこれからも含めてになると思いますが、利用者からのクレームや苦情、それについては把握をされているでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

特に大きなクレーム等々が入っていないという報告は受けております。ただ、報告するに当たらないほど小さなものについては少々あるようなことは聞いております。

以上でございます。

（大塚）逆に、似たような意味合いにもなるかもしれませんが、例えばこういったことを展開してほしいとか、いわゆる希望、要望に関する部分、これらについては過去において出されているのか。それが取りまとめはされているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

特にまとめているということはちょっと、まとめて提出を求めているということはしておりませんが、市から依頼というのはやはり自主事業を充実させてほしい、また中庭の事業で、中庭を活用してほしいというお話をしております、観光協会のほうでもクリスマスマーケットをやってみたりとか、今年度はやっておりますけれども、バンドを読んだりとか、今回12月にそらはなマルシェが今度の日曜日に開催されるのですけれども、初めてひなの里を使って開催されるということで、多々いろいろなイベントで集客を高めていければと考えております。

以上でございます。

（大塚）最後に1点だけ。

今回指定管理をするに当たって、場所自体は特定のいわゆる固定した場所でありますので、新たな魅力発信という意味では新たな事業展開が恐らく望まれる、していかななくてはいけないかなと思っております。今後の5年間の中で、年間の計画それぞれあるかもしれませんが、新たなイベント、あるいは新たな発想、アイデア、それらについては指定管理をするに当たって幾つか明確になっているものがあるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まずは現在やっております人気のある事業につきましては、さらに発展させていくというお話がございました。また、今6年度から始めているのですけれども、いわゆる鴻巣観光協会が事業者と連携して鴻巣グルメ的なものを行っております。例を挙げますと、K A R I Nアイス、あとはこの間川里フェスティバル等々でも出しておりますけれども、渡辺綱のドーナツ等々やりますので、こちらのほうも事業者と連携していろいろやっていきたいというご提案を受けております。

以上でございます。

（竹田）では、通告していますので、何点か質問させていただきます。先ほど入場者数で令和6年度は減っていますというお答えでした。実際に経年変化として6年までの人数をちょっと教えていただきたいなと思います。来場者数。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず令和2年度、来館者数が8,412人、令和3年度1万2,427人、令和4年度1万7,226人、令和5年度2万829人、令和6年度2万244人となっております。

以上でございます。

（竹田）寄ったりとかして、ひなの里、ひな人形の展示会も2日間短くなってということなのです。今年の動向はいかがでしょうか。これからひな人形の展示会はやるのですけれども、今年の動向はいかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

本年度は、上半期の9月までの数字ですけれども、7,228名となっております。これは、昨年度よりも若干増えているような状況でございます。以上でございます。

（竹田）そのほかに、先ほど中庭の話もされていました。以前たしか中庭で和菓子祭りか何かやって、女子校の生徒さんが抹茶を出してくださったりして、お手前なども出していただいて非常ににぎわったというふうに思うのですけれども、そういう点からいうと、中庭の利用状況のまた経年変化についてお答えいただきたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

中庭の多目的広場でございますけれども、件数で申し上げます。令和2年度2件、令和3年度2件、令和4年度2件、令和5年度8件、令和6年度ゼロ件でございます。

以上でございます。

（竹田）非常に中庭というのは整備されて、お花なども展示されて、ほっとする部分があるかなと思って、私はそのところで、コーヒーのサー

ビスもあるのですけれども、なかなか飲もうという雰囲気にはならない。常設しているわけではないので。せっかくなので、今ほっとできる場所としてどこか工夫しながら、コーヒーのサービスとかってすると、あそこのひなの里はお花、伝統工芸品も見ながら、いいわよというのが広がるのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺は今後の指定管理に当たってはどのように検討されてきたのか伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

提案のときには、前からやっていることということで充実させていきたいということもお話ありましたけれども、今後、これは議会の許可を得て4月1日からやるとなると年度協定を結ぶ際にはこちらからもいろいろと協議しながら、こういったことがあるのではないかと、両者でアイデアを出しながらいろいろとやっていきたいなと考えております。

以上でございます。

（竹田）あと、多目的、2階は会議室になっていますよね。なかなか利用する人たちというのはどうなのかなというふうにちょっと思うのですけれども、その会議室の利用状況はいかがですか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

こちらも人数ではなく件数でお答えさせていただきます。なお、会議室のほうはやはり間仕切りがないということで、なかなか利用しにくいという部分と、近くに本町コミュニティセンターございますので、なかなか、そこら辺のことも考慮していただければと考えております。

では、申し上げます。令和2年度40件、令和3年度43件、令和4年度41件、令和5年度78件、令和6年度99件、以上でございます。

（竹田）今基本的には会議室という利用の仕方と間仕切りがないということですが、例えば2階にコーヒーか何かの飲めるところというふうな、仕様も変えなければいけないと思うのですけれども、でもちょっと来たときに見て、2階でどうぞというふうな使い方というのは今後、市の今度考え方になると思うのですが、そこら辺はどのように検討されるのでしょうか。

(商工観光課長) 貴重なご提言ありがとうございます。市といたしましては、原則貸し館という立場であります。ただ、自主事業として観光協会のほうで何か提案してきた場合については、それについて協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。というのは、鴻巣市として、例えば飲食店とかカフェとかがあっていったときになかなか思い浮かばない。例えば北本に行くとかコーヒーの専門店があつたり、星乃珈琲があつたりとかしているのですけれども、ちょっとお茶しようという場が少ないというのが鴻巣市民の感想なのです。そういう点からいうと、ちょっとお茶しましょう、またすてきな伝統工芸品を見ましょうというところでは、そういう場に私は必要かなというふうに思うものですから、あえて提案させていただいているのですが、ちょっとお茶しましょうとかということも含めて、これは事業主体である多分観光協会になっていくと思うのですけれども、ぜひそこら辺は検討していただくように、先ほど観光協会との話合いだというふうにおっしゃっていましたが、そこら辺もぜひ入れてもらえればいいかなと思うのですが、今後の検討策として入れてもらえるかどうかも含めてぜひ市のお考えをお示してください。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

やはりカフェが少ない等々というご意見はいろいろな方からお話は伺っております。観光協会のほうといたしましても、実施計画事業で夏季にはアイスコーヒーとかき氷を販売しておりますので、大体夏季限定ですけれども、7月から10月ぐらいまで1,000杯ちょっと売れているということでございます。中庭をご利用いただいているという状況でございますので、そういった実績を踏まえまして、観光協会と協議しながら、どのような方策がよろしいか考えていきたいと思っております。よろしく。

以上でございます。

(竹田) その中で、指定管理する観光協会のいわゆる概要を見ると、従業員が10人というふうになっていますが、この10人の雇用形態というか、どんな体制になっているかを伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、施設の館長といたしまして1名、これは市から派遣した再任用職員でございます。正職員として市からの派遣職員が2名、残り7名は臨時職員として観光協会のほうで雇用させていただいております。

以上でございます。

(竹田) あと、あそこでは川幅うどんの生とか川幅せんべいとか、そういうものもあるのですけれども、売っていますけれども、あれは基本的には観光協会の収入ということでしょうか。

(商工観光課長) ちょっと確認をしますので、休憩よろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 大変失礼いたしました。確認をいたしましたところ、物によってでございます。ちょっと細かいことは今手元にないのですけれども、うどんとかお煎餅というものについては、日もちするものについて原則買取りをして販売をしているような形なのですけれども、委託販売で手数料をいただいているものもあるということで、様々なもの、形態でやらせていただいているということでございます。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。

先ほどドーナツの開発もして、私も川里フェスティバルで試食をさせていただいて、なかなか工夫されているなというふうに感じたものですから、例えばドーナツの販売をして、持ち帰るというのもあって、ドーナツを食べながら、ではコーヒーをとかというルートにもなるというふうか、アピールしていくのか。川幅うどんも結構テレビでも放映されて、誰だったっけ、久良一さんで川幅うどんを試食されて、テレビで放映されていましたがけれども、そのドーナツの販売については観光協会が主体

になってやるのだと思うのですけれども、どういうふうにこの販売ルートとかアピールしていくのかというのは検討されているのでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

ドーナツと、あといがまんじゅうについては物すごく人気があると伺っております。出店した、いわゆるいろいろなところへ観光協会出店をしておりますけれども、まずはその出店で鴻巣のPRとして、そこでいろいろなものをPRのため売っておりますけれども、先日、渡辺綱の千年祭あったときにドーナツは売り切れたという話聞いていますし、いがまんじゅうは今、ちょっと仕入れがなかなか人気があるので難しいところもありますけれども、毎回完売しているということですので、まずいわゆる産業観光館で販売ということではなくて、出店で鴻巣のPRのために広げていければなと考えております。

以上でございます。

(竹田) あと、指定管理という点では、仕様書か何かを出して公募したと思うのですけれども、ちょっとその公募の状況と、どんなことの内容の指定、仕様書の内容についてちょっと簡単に教えていただきたい。

(商工観光課長) 申し訳ございません。休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

本当に概略、細かくいろいろ書いてございますので、概略になりますけれども、まずは趣旨、産業観光館に関する管理に関する基本的な考え方、施設の概要と開館時間、休館等々、あとは法令遵守の考え方、あと業務内容、事業の報告の仕方、その他緊急時のことについて、あとは経費の、こういった形で予算執行しなさいということと、あとは賠償責任の範囲とか情報管理、リスク分担、あとは物品の管理、あとは留意事項、あとは事業評価等々を定めております。

以上でございます。

（竹田）そうした中で、今回観光協会だけが手を挙げて、基本的にはこの点数で入ったというふうに思うのですけれども、全体としてのこの点数の評価というのは100点満点の72.30で、決して高いほうではないというふうに思うのですけれども、どのようにこれ点数評価されているのか伺っておきます。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

ちょっと私の言葉足らずだったと、いたしません、まず産業観光館については非公募でございます。点数のことについてはなのですけれども、まず配点の中で市と要求水準が同等といった場合、50%、いわゆる点数の50%の配当となっております。また、価格点も特にこちらで設定した上限額にほぼ近いということですので、30点中21点という形になっておりますので、特に何かがすごく悪いとかということではなく、点数を配分させていただきますとこの程度の、この程度という言い方おかしいですね。このような形の評価点数となっております。一応7割を超えれば評価に値するという形になっておりますので、適正に評価をさせていただいていると考えております。

以上でございます。

（竹田）最後です。

情報セキュリティというので、これは個人情報なども、個人情報の情報の中には入っていると思うのですけれども、観光協会が持っているこの情報というのはどんなものがあるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきたいと思います。

まずは従業員等々、あとは役員の情報、あとは登録していただいている事業者、あと会員の方の登録者、あとは川幅の登録等々のをやっておりますので、そういった方登録していただいた情報等などがございます。あとは、施設をご利用された方々の個人情報でございます。

以上でございます。

（竹田）分かりました。確かにひな祭りのときなんか、来場者ね、どちらからいらっしゃいましたかというので、構わなければどうぞというの

でお書きいただくケースもありますからね。そういう点からいうと、いわゆる情報セキュリティーでは、考えられないことが起きてきて、アサヒホールディングスなんかもそういう点ではやられてしまって、どこをどういうふうに狙われるかというのは全く分からないのですけれども、そこら辺でのセキュリティーというのはランクアップされているのかどうか最後お聞きしておきます。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今回ホームページ等のリニューアルもしており、あとはウィンドウズ11への入替え等々やっているのです、その点でセキュリティーは上げていると報告を受けております。

以上でございます。

（羽鳥）いつも指定管理者制度の選定については疑問に思っておったのですが、今回の鴻巣市産業観光館の指定管理者候補者のこの選定の仕方なのですが、審査の方法、体制についてまずお聞きをいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、候補者より指定管理者の申請書が上がってまいりまして、そこで書面及びプレゼンテーションに対して、商工観光課長以下5名で構成する評価チームにより評価を行っております。このチーム評価内容につきましては、環境経済部の部長以下で構成する審査委員会6名により審査し、その審査結果を副市長以下で構成する選定委員会に諮り候補者として選定しております。

以上でございます。

（羽鳥）そうしますと、次に審査項目の選定というのはどのようにするのでしょうか。今回7つ項目が上がっているのですが、その客観性についてお聞きをいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

指定管理の選定の関係でございますけれども、まずはガイドラインに沿ったものを作成し、課内と、いわゆる担当部署、資産管理課になりますけれども、そこと話し合いながら配点等、審査項目等定めていったような形でございます。

以上でございます。

(羽鳥) まずもって、前任者の質問で非公募であったということをお聞きしたのですが、そうしますと、悪く考えますと行政のほうとこの指定管理者の対象のところと癒着があり得るのではないかと。それがなくよいうに客観的な判断がこの選定で行われなければいけないと考えるのです。そこがよく市民またはその他にも公平公正に見えるためには、この選定項目はもうちょっと明らかなでないと私も理解がし難いと思っておりますが、その点についていかがお考えでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まずは非公募についてですが、一応指定管理者の指定手続に関する条例に公募できないと認められると、公募することが適さないと認められる場合ということで該当という形で判断しております。また、ガイドラインの中にも非公募とできる理由というのがございまして、そちらにも該当するという形で非公募ということでやらさせていただきます。また、審査項目につきましても、これは大枠の審査項目でございまして、審査委員が評価する場合はもうちょっと細かく評価をさせていただいている状況でございますので、そこら辺で公平性は持たれていると考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 前任者とちよつとかぶってしまうのですが、この点数の、評価点数ですよ、そのつけ方がやはりなかなか客観性が見えてこないのです。市と同等だったら50%という今答弁を前質問者のときにされたのですが、ではそれから上の加点というのはどんな形でされていくのか。おむねやはり7割だろうなというふうに私も感じておったのですが、その答弁も先ほどあったわけなのですが、そこまで行き着く、至るまでのその加点がどのようにしていくのかご説明いただきたい。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、先ほど申したとおり、市の要求を、基準を満たしているというとい0.5点、優れているという考え方でいきますと0.75掛けるような形になっております。その中で、評価した点が先ほどこちらの選定結果につい

てというところで特に評価した項目というところで、ここがなかなか点数が高いところというご解釈をいただければと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 一つ具体的に、これもかぶさってしまうのですが、前任者の質問と。情報セキュリティのところ6点満点で3.60点。非常に私低いと思うのです。先ほどどういう情報があるのかと答弁があったのですが、あの程度の、あのような情報があった場合、これはもうしっかりと遵守する、守られるのが当たり前のことなのです。それが3.6点というと、六、六、三十六、6割ですよ。60点ということですからね。かなり低いのではないかと理解しておるのですが、その点いかがでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

貴重なご提言ありがとうございます。現在、観光協会では独自の動画による研修ということで職員で全員受けているような状況でございますが、さらに上の、もっと細かくというものも話として、この指定管理者の選定というだけではなくて、今までの話合いの中で出ておりますので、ちょっとこれは関係部署とお話をしてお願いをするような形になるのですが、市の職員が派遣されているので、市のいわゆる研修、セキュリティ研修とかに同席できないかどうかという形も、ちょっとこれははっきりと断言はできませんが、今後協議をさせていただきたいと考えております。実現するかどうかってちょっと難しいところございますが。以上でございます。

(羽鳥) では、その次に、モニタリングの結果報告書のほうにあるのですが、令和4年度の売上げが前年比マイナスになっておるのですが、その点についてはどのように理解されているかお聞きをいたします。

(商工観光課長) 休憩を、すみません、お願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)



(開議 午前10時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 大変失礼いたしました。お答えさせていただきます。
令和4年度の収入が少ないということですが、やはりこちらは、
自主事業等はそんなに変わらずなのですけれども、先ほどから話題が
出ておりますいわゆる貸し館業務につきましてちょっと少ないという形
になっておりますので、これについても課題にしておりますので、今後改
善できればと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 前質問者のほうでも新しい企画はないかというのがあったので
すが、そこが当てはまる審査項目はどの点かをちょっとお聞きいたしま
す。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まずはサービス向上に向けた取組と施設設置目的達成に向けた取組とい
うところが一応当たると、形になります。

以上でございます。

(羽鳥) それでは最後に、これも前質問者がちらっとしたのですが、今
年一番私が驚いたのは、某民放の刑事ドラマの初回スペシャルで川幅う
どんが一瞬画面に静止画像で出たのです。どこから出てきたのだろうと
思って私次の日に課長にお聞きしに行ったのですが、そのときに民放の
会社のほうからどこで川幅うどんが購入できるかという質問があって、
問いがあって、たしか産業観光館を紹介したのですよね。と思うので
すが、そのことによって、この民放での放送の後、川幅うどんの産業観
光館での売上げが上がったかどうかをお聞きいたします。

(商工観光課長) すみません、休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時45分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 大変失礼いたしました。お答えさせていただきます。
委員のおっしゃるとおり、今ちょっと確認をさせていただいたのですけ

れども、あのテレビがやってから問合せが増えたということと、売上げも、急激に伸びているわけではないですけれども、やはり上がったというお話を今聞いてまいりました。

以上でございます。

（高橋）すみません。通告をしていたのですけれども、前任者でいろいろとちょっと重複してしまうかもしれないのですけれども、非公募だったということでしたが、このモニタリング結果報告を拝見すると昨年よりも利用者数が減少していますよね。97%かな。前年比97%ということで。ここの先ほどの施設の目的というか、そういうところも説明がございましたけれども、そういったところも踏まえて今回、競争性が比較できないとかいうところも含めてそういう比較検討を行わず非公募とした根拠というのですか、もう一度お聞きしてもよろしいですか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今回の非公募につきましての担当部署としての非公募のメリットといたしましては、まずは専門性の確保、伝統工芸品の展示や観光振興に関する高い専門性を持つ団体ということで考えております。また、官民連携の強化が必要でございますので、地域産業や市民団体との連携した事業推進が可能かということで、地域活性化に寄与する団体として最適な団体であるということで考えて非公募としております。また、市が出資する公益性の高い法人であり、過去13年間の運営実績を生かせるため、長期的な視点で安定した管理が期待できるという観点で非公募にしております。

以上でございます。

（高橋）分かりました。

先ほどちょっと外的要因もあったというところでしたが、やっぱり市民サービスの向上につなげるということが利用者を増やすという具体的なものになってくると思うのですけれども、ドーナツとかいろいろ先ほどお話がまたありました。実際に今回、特に評価した項目のところ、先ほど前任者もおっしゃっていた伝統工芸品というところもありましたけれども、市民サービス、サービス向上に向けた取組というところも特記

事項で書いてあったと思うのですけれども、具体的にその外的要因も含めてマイナス585名来館数が減ってしまったというところをカバーできるような提案というのは具体的にどんなものがあったか伺います。

(商工観光課長) では、まず選定時にこういった形で頑張りたいという提案があったのが、まず伝統工芸品に関することについて鴻巣雛、赤物の展示をやり、ひな人形の講座や絵つけ体験など、ひな人形協会が主体的に参画する体制をさらに整えるということで、また展示品につきましては年5期に分かれてひな人形の展示等を変えておりますので、そこら辺の専門分野の方が入りまして、指導の下、館内スタッフへの研修が適切に行われているという判断と、組織として積み上げをしたもののマニュアル化の体制が取られているということもございますので、来ていただいて、来館いただいた方にご質問いただいたらマニュアル的に答えられるような体制が取られているという形で、利用者の満足度向上に向けた提案がございました。

以上でございます。

(高橋) すみません。ちょっと分かりづらくて、先ほどの前任者の答弁でも新しい事業もありますというお話もありました。外的要因で減りましたというところで、またそういったところを考慮して、その分をその今答弁いただいた事業でカバーするということですか。やっぱり結局原因が分かっているのにまた来年度も同じようにひな祭りの日数が減りましたとか、そういうことは起きないというふうに認識してもよろしいですか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

具体的にびっくりひな祭りにつきましては実行委員会で日程を決めさせていただいているのと、あとはやはり展示するエルミこうのすさんの都合もございますので、なかなか日程の調整は難しいところでございますが、観光協会のほうと話ししまして、観光協会としてどのように考えていくのかということ協議しながら、なるべく日数を減らさないようには私も実行委員の一人として考えていきたいと思っております。ただ、お祭りの関係につきましてはどうしても天気がございますので、そのお祭りが

もし晴れたときにはいっぱい人が呼べるような何か一緒にできるようなことを協議していただくと、協議を続けるとともに、やはり今回、先ほど申しましたけれども、今回初めて12月にそらはなマルシェをやってみます。そこで、ちょっとうちのほうとしては事業としては今回予算がついていない、主体的にはないのですけれども、ものづくり大学さんと提携してそういったイベントもできないかとか、そういった点を協議をさせていただければなど考えております。

以上でございます。

（高橋）すみません。私は、説明があれなのかな、多分天気とかそういったところはコントロールはできないと思うので、そこは仕方ないと思うのです。その分、今おっしゃっていただいたツアーでしたっけ、ツアーとか、そういうもので、要するに前年比97%を、100%は当然にクリアしないといけないと思うのです。そういう提案をしてくださっていると思うのですけれども、そこをクリアする事業内容になっているというふうに認識してもよろしいですか。

（商工観光課長）大変失礼いたしました。提案の中では、新規の事業については今後いろいろ考えさせていただくというご提案をいただきまして、従前の事業につきましてもさらに充実をさせて、そこでいわゆる自主事業の、来ていただく方の来館者数を増やす構想、方策をより充実させていくというご提案はございましたので、そこは私たちも一緒に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（高橋）すみません。では、最後に一応確認しておきます。令和6年度が2,244人、利用者数というふうになっております。今回の提案の利用者数の目標数というのは幾つ、何人だったのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。プラス200人を目標に、今の5年度からプラス200人という形で目標をいただいております。（P32「令和8年度の目標数値を2万1,500人とし、そこから毎年200名ずつの増加を目標値とする提案がございました。」に発言訂正）

以上でございます。

(高橋) すみません。それは令和6年度の目標ということですか。令和6年度、今回の指定管理のときの。令和5年度が2,829ですよ。令和6年度が2,244で、そこにプラス200で2,444という事業計画で出されてきたということですか。

(2万の間違いの声あり)

(高橋) 2万か、すみません。申し訳ありません。訂正いたします。令和5年度2万829名、令和6年度が2万244名でマイナス585名だと思っておりますけれども、今回の指定管理の事業計画の中で何名の計画で出されてきたのか確認したいのですけれども。

(商工観光課長) すみません。資料を確認したいので、休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時57分)

————— ◇ —————

(開議 午前10時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、答弁をお願いします。

(商工観光課長) お答えする前に発言の訂正をさせてください。

先ほど令和5年度の数値からプラス200名ということで申し上げましたけれども、実際は来館者数につきましては令和8年度の目標数値を2万1,500人とし、そこから毎年200名ずつの増加を目標値とする提案がございました。

訂正については以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

続けてください。

(商工観光課長) 先ほど訂正させていただいたとおり、令和8年度の目標値を2万1,500人ということで提案がございましたので、そこから毎年200人を増やしていきたいということで提案がございました。

以上でございます。

(高橋) すみません、ちょっと理解ができなくて。200人ずつ増えて、今回585減ったではないですか。ということは……具体的に数字教えていただいていいですか。そのほうが分かりやすいかもしれない。何人というのが目標数なのか。すみません。ちょっとこんなにこだわっているというのは、この施設の目的というのはやっぱり地域交流、観光、サービス提供と。利用者の増加というのが最も重要な成果指標だと思うのです、売上げとかよりも。来館数増やすということはとても重要なことだと思うので、何名で事業計画として目標数を出していただいたのか、今回の数字で教えていただきたいです。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。
観光協会のほうからの提案につきましては、まず令和8年度の目標数値を2万1,500人、9年度が2万1,700人、10年度が2万1,900人、11年度が2万2,100人という形で、毎年200名を積み上げていくという形で提案がございました。
以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。
よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時01分)



(開議 午前 11時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) それでは、通告した順番で質問します。

まず、6ページの債務負担行為補正、アライグマの捕獲業務委託、これの捕獲も、私もかなりいつもアライグマとハクビシンにやられているのですけれども、この捕獲数の推移、また1頭当たりの委託料は現行で結構なので、教えていただきたいと思います。あとは、これハクビシンの捕獲は別なのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) まず捕獲数の推移についてですが、令和4年度の捕獲頭数が248頭、令和5年度捕獲頭数が200頭、令和6年度の捕獲頭数が223頭となっております。

続いて1頭当たりの委託費用なのですが、こちらは一連の流れをまずお話しさせていただきます。希望者の方から連絡をいただきまして、その後、委託業者が貸出し希望者のところに連絡調整を行った上、現地確認を行います。その後、箱わなを設置いたしまして、箱わなで捕獲したアライグマを指定動物病院へ搬送、病院での処置、その後処分いたします。また、その後にもまたそのわなについては清掃、消毒していただいて市のほうに戻してもらい、この一連の流れでお話しさせていただきますと、1回で2万円という形になります。

以上です。

(委員長) 続けてください。

(環境経済部参事兼環境課長) 続けさせてもらってよろしいでしょうか。

また、今のお話は捕獲した場合の話です。捕獲できなかった場合もありますので、その場合にはまた別途、金額が変わってくるというような内容となっております。

以上です。

（橋本）分かりました。2万円ということだと、これ近隣市と比べても大体同じような価格の設定なのですか。それと、先ほどハクビシンも同じようなことをやるのか、ちょっとまたそれも教えていただきたいと思います。

（環境経済部参事兼環境課長）申し訳ありません。答弁漏れでした。すみませんでした。ハクビシンの捕獲は、このときに捕まったハクビシンに関しましては、ハクビシンは特定外来生物ではないために、埼玉県のアライグマ防除計画のほう、正式に言いますと埼玉県アライグマ防除実施計画には基づいておりませんので、こちらのほうは捕まった場合には適正な場所に放している状況になります。

あと、金額についてですが、すみません、今他自治体の情報を持っておりませんので、お答えできません。申し訳ないです。

（橋本）ちょっとうちの野菜はハクビシンにやられているということでも、いつも言われているのですけれども、これアライグマだと市に捕獲器を、ハクビシンは市に話ししたらやはり捕獲器は貸していただけるということ考えていいのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）ハクビシンについては、箱わなはお貸ししておりません。

（橋本）以前借りたのですけれども、それはアライグマかハクビシンか分からないということで借りて、確かに捕まらなかったのですけれども、ハクビシンのほうもかなり被害が、私の近隣でもハクビシンだとか、朝白い線があったからって、それにやられているって多いのですけれども、そういったハクビシンの捕獲をしてほしいというご依頼というのはあんまりないのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）すみません。私の耳には入っておりませんが、ハクビシンについては鳥獣保護法という、鳥獣保護管理法ですか、

のほうで守られておりまして、捕獲した場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられております。

以上です。

(橋本) 分かりました。何か今、今年もスイカをハクビシンに取られたのですけれども、では捕まえてはいけないということでもありますよね。分かりました。

あと、次に19ページのコウノトリ飼育施設管理運營業務の、放鳥式というのですか、これ当然なくなってしまったのでできなかったと思うのですけれども、この式典はどのような感じでやる予定だったのでしょうか。この金額に合うような感じだと思うのですけれども。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。まず、主催者としての市長、それから来賓の方々のご挨拶や、またこれまで飼育等に関して支援していただいた関係者の方々のご紹介のほか、公募による愛称募集をしようという準備をしておりました。ところが、なくなってしまったので中止になったのですけれども、愛称募集の準備をしておりまして、放鳥個体の愛称の発表とか、あるいは愛称を採用された人、採用者の表彰、こういったことをメインに予定をしてございました。

以上です。

(橋本) 前、多分道路課でしたっけ、何か画像を見せてもらいましたけれども、イメージ的にはやはり土手のところにいて、みんなでぽっと放鳥するという、そういうイメージの放鳥式なのですか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 放鳥の仕方としては2パターンございまして、今の飼育している天空の里の屋根を開放して、その場で放鳥するやり方と、全く別の場所に移動して、そこから放して放鳥するというやり方がございます。想定していましたのは、天空の里の屋根を開閉して、それから放鳥しようというやり方を準備しておりました。

以上です。

(橋本) では、通告してあるのですけれども、消耗品費って餌代だとい

うことだったのですけれども、これはひな2羽分ぐらいの金額になるのですか、これで。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）消耗品費の内訳でございましてけれども、ほぼコウノトリの餌代ということなのですが、これについては親鳥、つがいの2羽と、あと生まれたひなの分、両方が入ってございます。そのうち、ひなが相次いでなくなってしまったので、その分を減額するということになります。

以上です。

（橋本）分かりました。

では、同じ19ページの商店街にぎわい促進事業、これ街路灯の不具合、何か雨漏りだと思ったらこれ違うのですね。これの不具合とこのにぎわい交流館の雨漏りですか、これちょっとこの内容と、この修繕の方法について伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、にぎわい促進事業のほうでございまして、街路灯の中のいわゆる灯具という光を発している部分に水がたまっておりまして、そちらを水を抜いたりとか、灯具を交換したり、あとは支柱にちょっと大きな傷があるものについて、そこへさびが入ってまいりますので、その修繕という形のもので今回の修繕でございまして。

あと、もう一つのほうのにぎわい交流館のほうの雨漏りのほうでございまして、これは7年の8月に物すごい雨が、ひょうを含めてここの近辺降ったときがございました。横殴りの雨が降ったのですけれども、そうするとこのす入って右手にガラスのブロックのところがあるのですけれども、そこから雨がしみ出してしまっておりまして、冷蔵庫等もあるので、ちょっと早めというお話がございましたので、そこを修繕するものでございまして。

以上でございまして。

（橋本）最後に、ではその街路灯の不具合ってこれからもかなり増加していくということで考えてよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

設置してから30年超えているものもございますので、今後やはり、そのままではいけないと思いますので、点検等をさせていただきながら維持管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

（竹田）何点か通告していますので、まずお聞きしたいと思えます。繰越明許費の補正で、先ほど標準化に向けた作業がまだ進んでいないので、国に申請をして認められたので、引き続き繰越明許にするというご説明でしたけれども、どこの部分でこの統一化に向けて、基本的には2025年でもう標準化で終わりにしなさいというので国の指導というか、あったのですけれども、どこの部分でちょっと継続に、繰り越さなければならないのか、そこだけもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

（市民課長）繰り越す、どこの部分ということなのですけれども、戸籍の附票のシステムの一部の機能ということで、ベンダーからの話によりますと、体制とかの逼迫もちょっとあるということなので、確実に移行するために戸籍業務については全て標準化へ移行して、残りの部分につきましては優先順位をつけて、業務に支障がない部分については先送りをして、具体的には戸籍の附票のシステムの一部なのですけれども、国に申請して、8年度に完了するという報告を受けています。

以上です。

（竹田）戸籍に振り仮名をする、正しく、あなたの戸籍に登録されている振り仮名は正しいですかというのが今年やられていますよね。その影響というのはあるのでしょうか。

（市民課長）特に影響はありません。

（竹田）この戸籍の部分で、標準化に向けては鴻巣市の場合両毛システムか何かに依頼をしていると思うのですけれども、その認識でいいのかということと、いわゆるシステムを管理しているところのその事業所の中では体制の部分ではどうなのかということをおよそ、8年度でしっかりと前半で終わるのかも含めてお答えいただきたいと思えます。

（市民課長）まず、戸籍のシステムのベンダーなのですけれども、両毛

システムではなく、富士フィルムです。1年先送りということになるのですけれども、特に問題はないというふうに報告を受けております。以上です。

（竹田）ということは、続いて債務負担行為補正で、戸籍総合システム更新業務の限度額のこの数字の根拠についてをお答えいただきたいと思います。

（市民課長）クラウド化された戸籍総合システムを利用するために必要となる経費であるクラウド利用料とネットワーク利用料についての利用料の増額になるのですけれども、率にしてクラウド使用料につきましては約9.6%の増加、金額につきましては消費税込みで8万850円、これ月額になります。ネットワーク利用料については10%の増加で月額が2,200円の増加、契約期間が令和11年の12月までですので、月数として45か月分ありますので、月額料金に45か月を掛けると合計金額がこの差、消費税込みでになりますけれども、373万7,250円になります。以上です。

（竹田）分かりました。物価高騰の影響がここでもできているということがよく分かりました。

続いて、アライグマの先ほど捕獲業務委託については前任者も質問されていましたが、この請け負っている業者というのはどのくらいというか、どこの事業者なのかをちょっと具体的に教えていただきたいと。

（環境経済部参事兼環境課長）こちら1社で請け負っていただいております。こちら栄町にごございます中央住宅消毒様です。

（竹田）先ほど捕獲数が年間200頭を超えているという、220頭だったりとかして、結構多い状況ですよね。ですから、ちょっと1社で間に合うのかというか、申請があつて初めてやっていたくわけですけれども、そういう点からいうと1社が対象、そもそもが対象するその事業をやっている事業所が少ないのか、多くの中から1社にしているのかという、請負業者を選定するやり方についてちょっと教えてください。

（環境経済部参事兼環境課長）こちら市内に指名参加登録が出されている業者様が4社ございまして、4社の中から入札を行わせてもらってや

っております。

以上です。

(竹田) 分かりました。申請は4社があるのですね。1社がそういうことでは指名でやって行ったということですが、ここは220頭をやるのと今後のいわゆる外来生物との関係でいえば足りているという認識なのか、どうなのでしょう。2社にするとか、そういうことは考えていないのか、どうでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 今現在、1社のほうで何とかやっていたいておりますので、今後また増加となったときには検討する必要があるのかなって考えております。

以上です。

(竹田) 続いて、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託、これは5年に1遍ずつ策定をしているのですけれども、平成29年の……10年に1遍。私の読んだのは5年に1遍って書いてあったのだけれども。10年に1遍だそうなのですが、前書いたのを見ると、いわゆる新たなごみ処理施設の部分では鴻巣、行田、北本を組合せとした処理計画で進められているよということが前書きのところにあるのですけれども、今度やる場合には新たなごみ処理施設では鴻巣と北本と吉見町の組合せでやるわけで、そういう点での新たなごみ処理施設等整備基本計画との整合性というか、連携というのはどのようにこの計画の中には入ってくる、加味されてくるのかをお聞きをします。

(環境経済部参事兼環境課長) 委員おっしゃるとおり、新しい施設についても計画のほうには……ごめんなさい、ちょっと修正させてください。すみません。今後、計画をつくっていく中で検討してまいるとい形になります。

以上です。検討してまいります。

(何事か声あり)

(環境経済部参事兼環境課長) すみません、暫時休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)

◇

(開議 午前 1 1 時 4 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼環境課長) すみません、修正お願いいたします。
あくまで市の一般廃棄物処理基本計画となりますので、その関連については情報を得る場合もありますが、今後いろいろと調整をしていく中で作成をしていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ということは、計画を立てていって、債務負担行為補正ですから、今実際には鴻巣の郷地、安養寺の農振除外の審査会が終わって、23日には都計審であそこの郷地、安養寺にすることで審査されていくということですから、基本的には新たなごみ処理施設等整備基本計画に基づいた事業で、それとの関係で私は廃棄物処理基本計画なども進められていくのかなというふうに思うのですけれども、そういう点では明言で、私はしてもいいと思っているのですけれども、協議、検討されるということくらいで非常に曖昧なのですけれども、前回、平成29年度版の廃棄物処理基本計画の中には、ちょっと固有名詞の、さっきの言った鴻巣、行田、北本の環境資源、新たなごみ処理施設の……ごめんなさい。鴻巣、行田、北本の中での処理に向けた計画ですよというふうにちゃんとうたっているのです。だけれども、さっきの中でうたうというふうには明言されなかったというのは何ゆえなのでしょう。

(環境経済部参事兼環境課長) 関連はないわけではないのですけれども、今現在こちらのほうは、うちのほうの一般廃棄物処理基本計画を今後つくっていく中で、いろんな状況を踏まえまして、その掲載についても検討していく段階なので、今現在では何とも言えないという状況です。
以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 6 分)

◇

(開議 午前 11 時 47 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼環境課長) 大変申し訳ございません。あくまで市の計画ですので、市のごみに対する内容等、ほかにも環境生活等いろいろとありますけれども、それを記載するとともに、関連、要はごみ処理の関係とか、そこら辺の関連する内容についても掲載をして計画をつくっていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ということは、逆に言えば平成29年度版の廃棄物処理基本計画の中には鴻巣・行田・北本環境資源組合との連携をというふうに銘打っているのです。ということは、今の、では平成29年のその一般廃棄物処理基本計画は何だったのというふうにちょっと私思うものですから、あえてしつこくお聞きしているのです。中部環境の現在のところではもう再生はしないということを決めて、正副管理者の中では鴻巣の郷地、安養寺を建設しながら進めようということになっていくわけですから、副管理者として参加をしている鴻巣市長の下での一般廃棄物処理基本計画なわけだから、そういう点からいうともっとはっきりと連携をしていくというふうにしたほうが逆に言えばこの一般廃棄物処理基本計画そのものも非常に整合性のある計画になるのではないかと、鴻巣でつくるものだから鴻巣版よということでは私はないというふうに思うので、あえてちょっとしつこくお聞きするのですが、いかがでしょうか。

(環境経済部長) それでは、お答えいたします。

補足的なものになりますけれども、今債務負担のほうでお願いしている一般廃棄物処理基本計画のほうにつきましては、たまたま今計画の期間のものが平成29年ですか、に作成して、来年までの、令和8年度までの計画となっております。その計画の中には、やはり本市の一般廃棄物の将来の発生量であるとか処理量の見込み、それ以外には一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項であるとか、そのほか、やはり今委員ご指摘があったように、現在進められている一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項等も計画の中に入れて作成するというふうになっていま

すので、本市の一般廃棄物の発生量とか処理量の見込み等についても掲載はしていくのですが、現在埼玉中部環境保全組合のほうで進められている新たなごみ処理施設の整備に関する事項についても検討しながら計画のほうには組合の事業の進捗状況等にも合わせて関連して記載していく予定となっております。

以上です。

(竹田) 現在作られている平成29年度版の一般廃棄物処理基本計画の作成業務というのはどこの事業所がやったのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 暫時休憩お願いいたします。すみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)



(開議 午前11時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼環境課長) 大変申し訳ございません。今調べておりますので、もうしばらくお待ちください。すみません。申し訳ないです。

(竹田) 続いて、コウノトリ里づくり基金の減で、先ほどコウノトリの事業に関わって、ひながかえらなかつたりとか、途中で亡くなってしまって、残念ながらイベントもできなかつたということだったのですけれども、実際に、どうなののでしょうか。今年度の中では新たな、空ちゃん、花ちゃんの状況では次の状況はどうなのかをちょっと伺っておきます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 現在、直近の空、花の様子ですけれども、非常に仲よく並んでいる様子が見えまして、日によって波はありますけれども、繁殖シーズンが年明けから始まりますので、それに向けて気持ちが高まってきているような様子は見受けられます。なので、非常に期待しているところです。

以上です。

(竹田) あと続いて、商店街にぎわい促進事業の19ページです。先ほど賑わい交流館の雨漏りというか、1階の部分であったということなのですけれども、修繕したのが、埼玉県信用金庫から買い受けて使えるよう

にしたのですけれども、そういう点からいうと、瑕疵期間というか、との関係では、修繕費用は補助した業者との関係では、業者さんに持ってもらえるという状況ではないのかどうか、その点を確認したいと思うのですけれども。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

その当時工事を担当した部署に確認したところ、今の雨漏りしたところについてはいわゆる工事をしていないということですので、こちらで負担をさせていただくような形になります。

以上でございます。

（竹田）分かりました。

あと、賑わい交流館ですけれども、エレベーター上って2階のところ賃貸館事業というか、あるのですけれども、あそこブラインドというか、仕切りを、ありますよね。仕切りをやるためにひもが下りていて、歩くのに非常に、何かうまく気をつけて歩かないとあのひもが結構危ないなというふうに思っているのですが、そこら辺の改善とかというのは何かされるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

多目的室、いわゆるにこのすのこのところの2階につきましては、コワーキングスペース等も使えますし、会議としても使える、さらにそこで重なって調理室のほうを使う形になると、そこをエレベーター使って人が通るといことで仕切りを設置するところでございます。また、ちょっとそのいわゆるブラインドのそのぶら下がっているひもにつきましては、今後、今のところご利用者のほうからは何かご意見をいただいたというのを報告いただいていないので、今後の、今貴重なご意見いただきましたので、ちょっと指定管理者と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）ちょっと最後、市の認識を伺いたいのですけれども、あそこはたしかエレベーターがあって、その調理室に行くためにはあそここのところを必ず通らなければならないルートになるのですよね。だから、その

ために仕切りをつくったり、多目的室を利用している場合はその仕切りをして調理室に行く人たちのルートをつくるということでやられたと思うのですが、実際に市の認識としてはこの仕切りをするために下ろすこういう枠みたいのありますよね。それがずっと長い。ということは、邪魔だ、私はちょっと利用したときにすごい気になったのです。多目的室を借りてやったのを。ですから、ちょっと市の認識としては、このブラインドというか、下ろすためのひもというのはそんなに邪魔にならないと、邪魔というか、にならないというふうに認識していたのかどうか、そこだけ最後確認したいと思います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

ご利用者のほうから何か言われたということも今のところこちらに入っていないし、一応エレベーターを使わずに階段で行く場合も、市役所側のほうへ行くと階段から上れますので、階段から上っていらっしゃる方もいらっしゃいます。今後、ご利用者のほうからそういった意見がありましたら、市と指定管理者で協議して、何が一番よりよい方法なのかというのを協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(環境経済部参事兼環境課長) 大変申し訳ございません。先ほど竹田委員からご質問ありました平成29年度に策定しました鴻巣市一般廃棄物処理基本計画の業者ですけれども、こちら株式会社総合環境計画という会社になっております。

以上です。申し訳ありませんでした。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時03分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第100号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質問を質疑を求めます。質疑ありませんか。

(竹田) 歳入、国民健康保険特別会計の9ページです。保険基盤安定負担金増で、これ確定だというふうに、法定減免の部分だと思うのですが、想定世帯数と実際の世帯数、それから国保運営に当たって1月1日現在の国保加入者のうちマイナ保険証のひもづけがされているのが、発行数を教えていただきたいと思います。

(国保年金課長) お答えいたします。

まずは保険税基盤安定負担金の想定世帯数、当初予算では7,579世帯を見込んでおりましたが、10月末の確定によりまして7,851世帯になっております。それと、1月1日現在の国保加入者のうちの保険証のひもづけ数ですけれども、1月1日と12月31日での数字が取れなかったため、1月31日付の数字でありますけれども、そちらのほうのご説明になります。そちらの国保のマイナ保険証利用登録者数は、1万4,427人でございます。

す。ちなみに、被保険者数は2万2,009人、登録者比率は65.55%でございます。

以上でございます。

(竹田) 保険基盤安定負担金の中で、想定世帯数と実際のは非常に、逆に言えば2割、5割、7割軽減のところが増えているというふうに思うのですけれども、どこの部分でちょっと、2、5、7のうちの内訳というのはお分かりでしょうか。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

こちらの保険基盤安定の繰入金なのですが、世帯ではなく人数で計算されるものですので、人数でお答えさせていただきたいと思います。すみません。少々お待ちください。こちらが7割軽減に該当した方が4,840人、5割軽減に該当された方が3,217人、2割軽減に該当された方が3,302人で、合計数が、これは人数ベースなのですが、1万1,359人となります。以上です。

(竹田) ということは、ちょっと人数と世帯が数字が分からなくなっているのですけれども、いわゆる想定したところと実際のところでの差異が一番多く出ているところの軽減の部分はどこなのでしょう。

(国保年金課副参事) こちら予算時に想定したものと今回の確定額をそれぞれの区分ごとの人数で比較した場合、2割軽減の人数が一番予想よりも確定のほうが大きかったという形になります。

以上です。

(竹田) 分かりました。基本的に想定したいいわゆる2割、5割、7割軽減の人たちというか、人たちよりも実が多かったということは、国保加入者の中でのいわゆる所得の部分でいうと非常に経済状況が大変になっているということが私には見受けられるのですが、この認識でよいのかどうか確認したいと思います。

(国保年金課長) こちら当初予算のときはまず確定申告をされていない方等が数字がつかめなかったと、そしてこの10月の半年の間に我々のほうも申告をしてくださいというので勧奨して、ゼロもしくは軽減相当の申告をすることによって増えましたので、増えたというか、当初、でも

ただし軽減の方が多いので、正直、国保特有としてやはり退職者の方が多いかなというような認識は持っております。

（竹田）分かりました。

続いて、保険者支援分増の内容ですが、これは、この内容についてもう少し、説明がありましたけれども、詳細にご説明をお願いします。

（国保年金課長）この保険者支援分につきましては、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じて平均保険税の一定割合を公費で支援する制度になります。今回、大きな特徴としまして、令和7年度から一定割合のパーセンテージが上がりました。具体的には、7割軽減者が15%から16%、5割軽減者が14%から15%、2割軽減が13%から14%というふうに各軽減率と支援率が各軽減区分ごとに1%増加しましたので、今回この金額がかなり多く繰入れというか、そういうことになっております。以上でございます。

（竹田）続いて、未就学児均等割で、就学児の均等割減免ですが、想定数と実際には国保加入者の中で未就学児が少なかったというこの受け止めでよいのか、実人数も含めてお答えいただきたいと思います。

（国保年金課副参事）こちら未就学児均等割軽減の対象者なのですが、まず当初予算で想定した人数は299人でした。実際に今回の確定値としては、こちらは320人となります。

以上です。

（竹田）ということは、想定よりも21人多いわけですね。だけれども、この減額するというのはなぜなのでしょう。

（国保年金課副参事）こちらなのですが、当初予算編成時の299人はこちら試算した段階で299人のお子さんが1年間いる、国保に入っている前提で計算させていただいた額になります。確定値の320人といいますが、そのうち1か月でも、実際加入月がお父様、お母様の社会保険加入等によって一月しか入らない方と1年間入らない方というのが非常に多くいらっしゃいますので、そういう意味で、該当する人数は増えたのですが、額としては下がっています。

以上です。

(竹田) 分かりました。未就学児ですからね。厚生労働省は、2028年から高校卒業までの18歳までのお子さんについての均等割について軽減するよという方針が出されたというふうに新聞では報道されています。そういう点からいうと、国は未就学児までですけれども、高校までの間のギャップがあるわけで、例えば中学卒業までとか15歳までやるよとかということは、国から何かそういう通知があるのでしょうか。18歳までという新聞報道だけの中身なのかちょっと。途中、未就学児と18歳までがあまりにも多いものですから、もう少し軽減年齢を上げてもらうのではないかなというふうにちょっと思っているのですけれども、国の動向などは何かお知らせがあるのでしょうか。

(国保年金課長) 今ご質問あったように、委員ご指摘のように、まだ1週間ぐらいですか、新聞報道等でそのようなことがありまして、私どももそれは把握しております。でも、ただしまだ新聞報道自体ですので、正式な通知等につきましては公式に我々のほうに届いていないので、その辺のことは分かりかねます。

(竹田) 分かりました。

では、最後です。歳出のほうで、今回の補正で運営基金積立金の残額と、それから運営基金に入れられる要因についてお答えください。

(国保年金課副参事) 今回の積立てによりまして、国保運営基金の年度末残高見込みは約1億6,700万円となります。

以上です。

(竹田) ということは、国からの、歳入が増えた部分と、あと減った部分も含めてその部分は基金繰入れにするという考え方の下で歳出で処理をしたのかということですが、その受け止めでよいのかどうか確認します。

(国保年金課副参事) すみませんでした。委員おっしゃるとおりです。歳入の増額補正額を基金積立金と予備費で、主に基金積立金に積立てさせていただきました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第105号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) では、9ページです。9ページしかないのです。歳出の後期高齢者医療保険の医療広域連合会、基盤安定……ごめんなさい。歳出のところの保険基盤安定負担金というのが減額になっています。ということは、先ほどの国保との関係でいうと、減額するということは一定程度後期高齢者医療に入っている人の所得というか、が予想以上に高かったというふうを受け止めてよいのかということと実際の想定人数と実人数についてお答えください。

(国保年金課長) こちら後期高齢者医療保険につきましては、基本的に後期高齢者広域連合のある程度指示というか、通知に基づいて算定しているのが現状でございます。ですから、委員ご質問のようなことはなくて、こちら当初予算では広域連合通知ですと1万3,728人を見込んでいた

のですけれども、10月に確定した人数ですと1万3,151人ということを広域連合通知でございましたので、そちらで2,251万円の減額補正となりました。ですから、先ほどご説明した国保で我々が算定するのとはちょっと違う方法で、あくまでも広域連合の通知に基づいて算定すると今回減額補正になったということになっております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。ということは、全体のいわゆる加入者の人数が想定したよりも少なかったということであるいろいろな減額になっているという受け止めてよいわけですね。

(国保年金課長) 委員ご指摘のとおりですし、広域連合が最初少し多めに言ってきたのかなというふうに推測はされるのですが、基本的には委員おっしゃるとおりだと思います。

(竹田) 分かりました。

それで、12月1日から基本的にはマイナ保険証に移行するという事で、資格確認書でも大丈夫ですよとか、切れていても今年度末は大丈夫ですよということで、いろいろ医療機関の窓口では混乱しているというふうに報道されていますけれども、この先ほどの同じ時点での後期高齢者医療保険の加入者でマイナ保険証のひもづけというのは何人されているのでしょうか。

(国保年金課長) 結局同じ時点ということですので、1月1日現在のご質問でしたので、1月1日時点の、12月31日ですと……ちょっとお待ちください。先ほどちょっと1月1日や12月31日時点の数値では取れないので、1月31日時点の数値ではありますけれども、後期のマイナ保険証利用登録者数は1万3,514人。被保険者数2万138人のうち1万3,514人ですので、登録者比率は67.11%になります。

以上でございます。

(竹田) 最後ですけれども、例えば後期高齢者でマイナ保険証を医療機関の窓口で使っているよというので、そういう情報というのは市のほうに来ているのでしょうか。新聞報道では、マイナ保険証の窓口での利用率が37%くらいで、特にまた高齢者が低いということも言われています

が、何か情報があればお答えいただきたいと思います。

(国保年金課副参事) すみません、ご質問の回答に訂正をお願いします。私先ほど9ページが一番上、事務費繰入金の説明の中で、令和7年度分の決定と令和6年度の精算額の確定と言うべきところを精算額の確定につきましても令和7年度の精算額の確定と言ってしまったのでこれ6年度、前年度の確定ということになります。失礼しました。

(委員長) ただいま訂正の申出がありましたので、許可することにいたします。ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続けてください。

(国保年金課副参事) 後期高齢者のマイナ保険証の利用状況なのですが、こちら広域連合のほうから届いた通知の最新のものですと、今年の7月診療分ということでマイナ保険証利用率が30.1%と通知を受けております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第108号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1 時 2 3 分)